

「帰還困難区域の取扱いに 関する考え方」に対する要 望書

原子力災害現地対策本部
本部長 高木陽介様

平成28年11月 4日

福島県双葉郡浪江町議会
議長 吉田数博

「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」に対する要望書

政府は8月31日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域に関する方針を漸く決定した。

このことについて去る9月12日、原子力災害現地対策本部が浪江町議会全員協議会において、復興拠点整備など政府方針の骨子を説明され、意見交換を行った。

浪江町における帰還困難区域は、町の全面積の8割以上を占めていることはご承知のとおりである。

我々町議会は、「高濃度に汚染された帰還困難区域の復興再生に、たとえ時間的に、技術的に、財政的に未知の困難を伴うにせよ、避難解除が可能になるまで、政府は自治体や地域住民の要望を全面的に受け入れ、それを成し遂げる責任がある。」との認識を持つものである。

以下、政府方針に対する見直し、拡充を求めるのでその実現を強く要望するものである。

一、基本的な問題について

- 1 帰還に向けた道筋をつけるという意味で「復興拠点を整備する」との方針は理解できるが、それ以外、即ち市町村や地域住民が希望する里山除染及び森林再生事業など帰還困難区域全体の除染・復興について国の責任と方策が明確にされていないので見直し、拡充を求める。
- 2 政府方針が出された後に農林業の賠償について「素案」を提示されたが、「帰還困難区域」は政府自身が認めているように、時間的にも、社会的にも、特別な困難を伴うものであり損害への適切な賠償が必要であるので明確にされるよう見直しを求める。

二、具体項目について

(1) 除 染 問 題

復興拠点の整備にとどまらず、全面除染による低線量化を目指し、住民が安心して帰還できる状況にすること。

(2) 除 草 及 び 保 全 管 理

増加する通行車両の安全確保のため、国県町道の除草を年二回以上実施すること。

雑木が繁茂し、消滅の危機すら覚える故郷を見るのは忍びがたい。「復興拠点整備事業」着手以前に、集落の保全管理を徹底すること。

(3) 有害鳥獣駆除の強化

サル、イノシシなど野生動物が異常繁殖し、荒廃に拍車をかけているので駆除対策を早期に強化すること。

(4) 交流・生活支援

避難解除前でも活用できる一時休憩所・住民交流・情報受発信機能を備えた施設を整備すること。

避難先では、日々、健康と精神的不安にさらされ、震災関連死も継続している。高速道路の無料継続・医療・介護無料など恒久的補償を担保する法整備を行うこと。

(5) 避難先での農業再開支援

帰還の見通しが不透明な状況にあり、避難先で農業再開する農家に対し農地取得や農業機械購入に対する十分な支援制度を創設すること。